

入院医療費に関するお知らせ

平成 26 年 4 月 1 日以降にご入院される患者様へ

入院医療費の計算方法が変更になります。

国分生協病院は、平成 26 年 4 月 1 日より厚生労働省の指定により「DPC対象病院」となります。これに伴い、入院医療費の計算方法が「出来高計算」から「DPC包括評価計算」へと変更になりますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。

例えば、盲腸（虫垂炎）で入院した場合

<これまで>



- 手術料（盲腸手術）
- レントゲン料（お腹のレントゲン）
- 検査料（血液検査、心電図など）
- 注射料（抗生剤など）
- 投薬料（痛み止め、抗生剤など）
- 入院料（ベッド料）



これまでは、盲腸で入院した場合、手術など入院中に行った行為をブロックのように「積み上げて」入院費を計算していました。

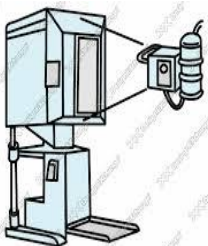
<4/1 以降の入院の場合>

「セットメニュー」のようなものです。

- 手術料（盲腸手術） 他
- レントゲン料（お腹のレントゲン）
- 検査料（血液検査、心電図など）
- 注射料（抗生剤など）
- 投薬料（痛み止め、抗生剤など）
- 1日当たりの点数（セット価格）

手術料（他に胃カメラなどの検査、心臓カテーテル検査、リハビリ、人工透析など）はこれまで通りですが、それ以外は「盲腸」の病名によってあらかじめ1日当たりの点数が決まられていて、そこにレントゲン料や検査料など点数がまとめられて、それに入院日数をかけて計算することになりました。

$$\text{計算式} : 1 \text{ 日当たりの点数} \times \text{入院日数} \times \text{医療機関別係数} \\ + \\ \text{手術などの出来高点数}$$



DPCに関するQ&A

Q：DPC（診断群分類）とは？

A：D（Diagnosis：診断）P（Procedure：処置、行為）C（Combination：組み合わせ）の略で、入院される患者様の疾患や病状に応じて、厚生労働省で定められた診断群分類（平成26年2月1日現在：1,572分類）です。

Q：DPC制度の対象は？

A：2階東、2階西病棟に入院される患者様で「平成26年4月1日以降に入院した」場合、対象となります（3月31日までに入院されている患者様はこれまで通りの出来高計算になります）。

なお、下記の患者様はDPC制度の対象外となります。

- ・自賠責、労災、自費などの「健康保険」以外の患者様
- ・DPCに該当しない患者様
- ・DPCで定められた入院期間を超えて入院されている患者様（入院期間を超えた時点で出来高計算になります）。
- ・3階療養病棟に入院中の患者様

Q：DPC対象の病気でもこれまでのように出来高計算は可能？

A：厚生労働省の定めにより、DPC対象の病気は出来高での計算ができません。

Q：DPC制度での入院医療費は？

A：入院患者様の疾患や病状に応じて、1日当たりの包括点数が決まるため、これまでの入院医療費と比べて高くなることもあれば、安くなることもあります。

Q：入院医療費の支払いは？

A：これまでと同様、月ごとのお支払いとなります。

※入院中に病状の経過や診療内容によって、DPCの分類に変更があった場合、既にお支払いいただいている入院医療費の請求額との差額が発生することがあります。その際は、月ごとの入院医療費の請求時や退院時に差額分の調整（差額の追加請求もしくは返金処理）をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

Q：医療機関別係数とは？

A：病院機能に応じて定められた係数で、病院によって異なります。

同じ病名、同じ手術をしても病院によって係数が異なるため、入院費用が異なってきます。

Q：高額療養費制度について

A：これまでと同様に、ご利用いただけます。

当院の診療科（内科、外科、小児科）以外で、他でかかりつけの医療機関で処方を受けていらっしゃる患者様は、そのかかりつけの医療機関で処方されているお薬をご持参下さい（例：眼科の点眼薬等）。またそのお薬が切れそうな場合は、かかりつけ医療機関でお薬を処方してもらって、入院時にご持参下さいますようお願い致します。

ご不明な点がございましたら、入院事務までお尋ねください。